

公立大学法人奈良県立大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条－第14条）

第2節 理事会（第15条－第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条－第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条－第23条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

第5章 資本金等（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、奈良市に奈良県立大学（以下「大学」という。）を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、奈良県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を奈良市船橋町に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、法人の事務所の掲示板に掲示する。

第2章 役員等

第1節 役員

（役員）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は奈良県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

(学長の任命等)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第18条第1項の経営審議会を構成する委員（副理事長を除く。）のうち当該経営審議会において選出されたもの3人

(2) 第21条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）のうち当該教育研究審議会において選出されたもの3人

6 前項各号に掲げる者には、法人の役員及び職員（法第20条に規定する職員をいい、法第73条に規定する教員を含む。以下同じ。）以外の者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。

7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 法人の事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事となるものとする。

3 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

第13条 監事は、知事が任命する。

(任期)

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事長は、再任されることができる。

3 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。

4 第12条第2項に規定する事務局長である理事の任期は、当該職にある期間とする。

5 第12条第2項に規定する事務局長である理事以外の理事（以下「任命理事」という。）の任期は、4年とする。

6 任命理事は、再任されることができる。

7 前項の規定により任命理事が再任される場合において、当該理事が最初の任命の際に学外者であったときは、第12条第3項の規定の適用については、当該理事を学外者とみなす。

8 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

9 監事は、再任されることができる。

10 補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 理事会

(理事会)

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集及び議事)

第16条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的となる事項を記載した書面の提出により、理事会招集の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、理事会の構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第4号に掲げる事項及び議長が特に重要と認める事項については、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

7 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの
- (6) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 事務局長である理事
- (4) 第12条第3項の規定により、任命された学外者の理事
- (5) 学外者であって公立大学法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 委員の任期は、2年とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員(理事長を除く。)の3分の1以上から会議の目的となる事項を記載した書面の提出により経営審議会招集の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

6 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第5号に掲げる事項及び議長が特に重要と認める事項については、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 職員の人事に関する事項のうち、定数、福利厚生その他法人の経営に関するもの

(7) 職員（法第73条に規定する教員を除く。）の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの

(8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1) 学長

(2) 副学長を置くときは、副学長

(3) 学部長

(4) 事務局長

(5) 学長が定める教育研究上の重要な組織（学部を除く。）の長

(6) 学外者で大学の教育研究に関し広く高い識見を有するもののうちから、学長の申出に基づき理事長が任命するもの

3 委員の任期は、2年とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第22条 教育研究審議会は、学長が必要と認めるときに招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的となる事項を記載した書面の提出により教育研究審議会招集の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第7号に掲げる事項及び議長が特に重要と認める事項については、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

（審議事項）

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(4) 教育課程の編成に係る方針に関する事項

(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項

(7) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(8) 教員の人事及び評価に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択、心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者からの委託、法人以外の者と共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 法人における教育研究の成果の普及及びその活用を通じ、奈良県ひいては国際社会の発展に寄与すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(大学附属の学校)

第24条の2 大学に、附属高等学校を設置する。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、奈良県が出資するものとし、当該資本金の額は、別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として奈良県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を奈良県に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項に規定する学長の任期は、3年とする。

4 附則第2項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の際現に法人の監事である者の任期（当該監事である者に係る補欠の監事の任期を含む。）は、改正後の公立大学法人奈良県立大学定款第14条第8項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

別表(第26条関係)

建物

施設名称	所在地	構造	延べ床面積(m ²)
本館	奈良市船橋町10番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,542.5
I号館	奈良市船橋町10番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,509.09
II号館	奈良市船橋町10番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	630.0
地域交流棟	奈良市船橋町10番地1、27番地、28番地2	鉄骨造陸屋根3階建	1,977.69
コモンズ棟	奈良市船橋町10番地1 奈良市法蓮町29番地	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建	2,766.78